



山形県公報

令和 8 年 9 月 4 日 (金)
第 735 号
~~~~~  
毎 週 火 ・ 金 曜 日 発 行

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定に係る事業の廃止…………… (最上総合支庁地域健康福祉課) …883
- 救急病院等の告示…………… (医療政策課) …884
- 農地を利用する権利の設定の裁定…………… (農業経営・所得向上推進課) … 同
- 同…………… ( 同 ) …885
- 同…………… ( 同 ) … 同
- 同…………… ( 同 ) …886
- べにずわいがに日本海系群 (知事許可水域) に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の  
設定…………… (水産技術振興センター) …887
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (村山総合支庁農村計画課) … 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立…………… 同
- 政治団体の届出事項の異動…………… 同
- 政治団体の解散……………889

### 公 告

- 一般競争入札の公告…………… (こども家庭・母子保健課) … 同
- 同…………… (会 計 局) …891
- 令和 9 年度山形県立中学校の入学者募集…………… (教育委員会) …892

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第643号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和 8 年 9 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地               | 障害福祉サービスの<br>種類 | 廃止年月日       |
|----------------------------------|---------------------------|-----------------|-------------|
| 合同会社 ほっぷ<br>新庄市若葉町 2 番 2 号       | すてっぷハウス<br>新庄市若葉町 2 番 2 号 | 就 労 移 行 支 援     | 令和 8. 8. 18 |

## 山形県告示第644号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和8年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称      | 所 在 地            | 認 定 期 間                     |
|----------|------------------|-----------------------------|
| 町立真室川病院  | 最上郡真室川町大字新町469番1 | 令和8年10月1日から<br>令和11年9月30日まで |
| 山形県立新庄病院 | 新庄市金沢720番地の1     |                             |

## 山形県告示第645号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番           | 地目 | 面積（平方メートル） |
|------------------|----|------------|
| 東根市大字長瀬字大野2608番1 | 畑  | 1,215      |
| 東根市大字長瀬字大野2609番1 | 畑  | 2,039      |
| 東根市大字長瀬字仲川原3245番 | 畑  | 1,105      |
| 東根市大字長瀬字北方5772番  | 田  | 2,988      |
| 東根市大字長瀬字北方5773番1 | 田  | 314        |
| 東根市大字長瀬字北方5773番2 | 田  | 994        |
| 東根市大字長瀬字北方5773番3 | 田  | 1,660      |
| 東根市大字長瀬字北方5774番  | 田  | 2,972      |
| 東根市大字長瀬字北方5775番1 | 田  | 523        |

## 2 利用権の内容等

| 内容     | 始期      | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|---------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和8年12月 | 10年  | 490,480円     |

## 3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局本局に補償金を供託する。

## 4 農地の所有者等の情報

なし

## 山形県告示第646号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番         | 地目 | 面積（平方メートル） |
|----------------|----|------------|
| 南陽市新田字五十匁568番2 | 畑  | 1,024      |
| 南陽市新田字五十匁568番3 | 畑  | 267        |
| 南陽市新田字五十匁568番4 | 畑  | 548        |

## 2 利用権の内容等

| 内容     | 始期      | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|---------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和8年12月 | 5年   | 9,195円       |

## 3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

## 4 農地の所有者等の情報

なし

## 山形県告示第647号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番                | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-----------------------|----|------------|
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5209番1 | 田  | 22         |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5209番2 | 田  | 2,415      |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5209番3 | 田  | 1,866      |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5210番1 | 田  | 389        |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5210番2 | 田  | 56         |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5210番3 | 田  | 75         |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5210番4 | 田  | 81         |

|                        |   |       |
|------------------------|---|-------|
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5211番 1 | 田 | 1,450 |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5211番 2 | 田 | 483   |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5211番 3 | 田 | 1,456 |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5211番 4 | 田 | 1,457 |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5211番 5 | 田 | 1,699 |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5215番   | 田 | 309   |
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字新屋敷5218番   | 田 | 6,780 |

## 2 利用権の内容等

| 内容     | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|--------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和9年1月 | 5年   | 139,015円     |

## 3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

## 4 農地の所有者等の情報

なし

## 山形県告示第648号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番          | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-----------------|----|------------|
| 飽海郡遊佐町野沢字上野沢31番 | 田  | 3,285      |
| 飽海郡遊佐町野沢字上野沢87番 | 田  | 2,511      |

## 2 利用権の内容等

| 内容     | 始期      | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|---------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和8年12月 | 10年  | 231,840円     |

## 3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局酒田支局に補償金を供託する。

## 4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第649号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和8管理年度（令和8年9月1日から令和9年8月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、水産技術振興センター水産振興部において縦覧に供する。

令和8年9月4日

山形県知事 吉村美栄子

山形県告示第650号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年9月4日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
朝日町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡朝日町大字宮宿1115
- 3 認可年月日  
令和8年8月28日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和8年9月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地          | 届出年月日   |
|------------------|--------|----------|---------------------|---------|
| 活力ある明るい高島町をつくる会  | 中川 信行  | 木村 雅博    | 東置賜郡高島町大字上平柳1995－15 | 令和8.3.2 |
| 西塚しん後援会東根市政を考える会 | 西塚 真   | 畑山 義樹    | 東根市神町南1丁目1－35       | 同3.11   |
| 新しい高島の未来を創る会     | 富樫 信宏  | 富樫 良子    | 東置賜郡高島町福沢南16－2      | 同3.19   |

山形県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和8年9月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

- 1 政党の支部

| 政治団体の名称             | 代表者の氏名  | 異 動 事 項    | 内 容                  |                     | 異動年月日          |
|---------------------|---------|------------|----------------------|---------------------|----------------|
|                     |         |            | 新                    | 旧                   |                |
| 自由民主党羽黒支部           | 小 林 忠 好 | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市羽黒町上野新田<br>字上台8－1 | 鶴岡市羽黒町川代字中<br>川代245 | 令和<br>8. 3. 11 |
|                     |         | 代表者の氏名     | 小 林 忠 好              | 本 間 信 一             |                |
|                     |         | 会計責任者の氏名   | 牧 一 男                | 斎 藤 耕 策             |                |
| 立憲民主党山形県<br>第1区総支部  | 高 橋 啓 介 | 主たる事務所の所在地 | 山形市松波4丁目8－<br>13     | 山形市落合町826－1         | 同<br>3. 21     |
|                     |         | 会計責任者の氏名   | 木 村 正 弘              | 松 本 美 治             |                |
| 自由民主党大石田<br>町支部     | 大 山 二 郎 | 会計責任者の氏名   | 石 井 隆                | 有 路 保 夫             | 同<br>3. 22     |
| 自由民主党山形県<br>鶴岡市第六支部 | 石 塚 慶   | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市新形町11－19          | 鶴岡市三瀬字横町91          | 同<br>3. 30     |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称            | 代表者の氏名  | 異 動 事 項    | 内 容                 |                       | 異動年月日         |
|--------------------|---------|------------|---------------------|-----------------------|---------------|
|                    |         |            | 新                   | 旧                     |               |
| 鈴木てつお後援会           | 鈴 木 徹 雄 | 会計責任者の氏名   | 鈴 木 徹 雄             | 伊 藤 則 雄               | 令和<br>7. 4. 1 |
| 今田浩徳後援会            | 今 田 康 志 | 代表者の氏名     | 今 田 康 志             | 笹 原 弘 見               | 同<br>8. 1. 30 |
| ささはらとしかず<br>後援会    | 笹 原 俊 一 | 会計責任者の氏名   | 沼 澤 睦               | 丸 川 貞 俊               | 同<br>3. 1     |
| 山形県社会民主主義<br>フォーラム | 金 子 敏 明 | 代表者の氏名     | 金 子 敏 明             | 高 橋 啓 介               | 同             |
| 武田さとし後援会           | 武 田 聡   | 会計責任者の氏名   | 齊 藤 蓮               | 三 浦 聡                 | 同<br>3. 9     |
| テイク・オブ21           | 齊 藤 蓮   | 代表者の氏名     | 齊 藤 蓮               | 三 浦 聡                 | 同             |
|                    |         | 会計責任者の氏名   | 大 谷 晃 広             | 鈴 木 貴 昌               |               |
| 山形県民社協会山<br>形支部    | 佐 藤 隆 文 | 会計責任者の氏名   | 三 浦 聡               | 江 戸 塚 翔 大             | 同             |
| 岡田孝一後援会            | 高 橋 俊 行 | 主たる事務所の所在地 | 最上郡戸沢村大字神田<br>839番地 | 最上郡戸沢村大字神田<br>912番地の8 | 同<br>3. 10    |
| 小松伸也後援会            | 高 橋 秀 則 | 代表者の氏名     | 高 橋 秀 則             | 佐 藤 一 広               | 同<br>3. 13    |
| 五十嵐一明後援会           | 小 林 堅 一 | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市板井川字宮の下<br>208   | 鶴岡市板井川字片茎<br>210      | 同<br>3. 30    |
|                    |         | 代表者の氏名     | 小 林 堅 一             | 五 十 嵐 雄 幸             |               |
| たけだ恵子後援会           | 齋藤造酒雄   | 会計責任者の氏名   | 武 田 恵 子             | 武 田 政 紀               | 同             |

|             |     |          |      |      |           |
|-------------|-----|----------|------|------|-----------|
| 酒田TRY21     | 齋藤大 | 代表者の氏名   | 齋藤大  | 相馬悠祐 | 同<br>3.31 |
|             |     | 会計責任者の氏名 | 齋藤奈穂 | 小松大悟 |           |
| 中沢みゆき後援会    | 小池央 | 会計責任者の氏名 | 白井正二 | 石井勝美 | 同         |
| 山形県民社協会酒田支部 | 齋藤大 | 代表者の氏名   | 齋藤大  | 相馬悠祐 | 同         |
|             |     | 会計責任者の氏名 | 齋藤奈穂 | 小松大悟 |           |

山形県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和8年9月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 解散年月日        |
|----------|--------|--------------|
| 小鉾会      | 佐藤敏春   | 令和 7. 12. 31 |
| 小池まさる後援会 | 小池優    | 令和 8. 2. 28  |
| 齋藤美昭後援会  | 佐々木健夫  | 令和 8. 3. 1   |

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和8年度山形県ひとり親世帯に対する県産米提供事業業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年9月4日

山形県知事 吉村美栄子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和8年10月16日（金） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び予定数量  
令和8年度山形県ひとり親世帯に対する県産米提供事業業務 6,200件
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法 1件当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、整数とする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和8年1月30日付け県公報第675号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県しあわせ子育て応援部こども家庭・母子保健課家庭福祉係 電話番号 023(630)2263

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県しあわせ子育て応援部こども家庭・母子保健課家庭福祉係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年10月5日（月）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年9月28日（月）午後4時までに山形県しあわせ子育て応援部こども家庭・母子保健課家庭福祉係に提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Financial Year 2026 Yamagata Prefecture Program for Providing Locally Produced Rice for Single-Parent Households (6,200 Households)
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. October 16, 2026
- (3) Contact point for the notice: Child and Family Affairs and Maternal and Child Health Division, Happy Child Rearing Support Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-Chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2263

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、空港用化学消防車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和8年9月29日（火） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 空港用化学消防車 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和10年3月27日（月）
- (4) 納入場所 酒田市浜中字村東30番地3 庄内空港事務所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和8年1月30日付け県公報第675号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ

(<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年9月15日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月10日（木）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Airport Rescue and Firefighting Vehicle  
Quantity: 1
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 29, 2026
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2718

令和9年度山形県立中学校の入学者を次のとおり募集する。

令和8年9月4日

山形県教育委員会  
教育長 須貝 英彦

| 学 校 名       | 入学定員 |
|-------------|------|
| 山形県立東桜学館中学校 | 99   |
| 山形県立致道館中学校  | 99   |

（注）入学者志願に係る詳細については別記「令和 9 年度山形県立中学校の入学志願要項」に定めるところによる。

別記

令和 9 年度山形県立中学校の入学志願要項

1 志願資格

- (1) 次のいずれかに該当し、入学許可予定者となった場合に入学が確約できる者とする。
- ① 令和 9 年 3 月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）を卒業又は修了見込みの者で、保護者（親権を行う者又は後見人）とともに山形県内に住所を有する者。
  - ② 山形県教育委員会教育長が特別に志願を許可した者。
- (2) (1)の②については、次の条件のいずれかを満たす場合とする。
- ① 県外の小学校等を令和 9 年 3 月に卒業又は修了見込みの者で、保護者の転勤や新居建築等に伴う一家転住等により、入学までに山形県内に住所を有する者。
  - ② 県外の小学校等を令和 9 年 3 月に卒業又は修了見込みの者で、保護者の長期海外出張等、特別な事情により、入学までに山形県内に住所を有する親族と同居する者。
  - ③ 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を令和 9 年 3 月に修了見込みの者で、入学までに山形県内に住所を有する者。
  - ④ 最終学校が外国の現地校であり、平成26年 4 月 2 日から平成27年 4 月 1 日の間に生まれ、入学までに山形県内に住所を有する者。

2 通学区域 県下一円

3 出願に必要な手続き及び出願受付期間

- (1) 山形県公立学校W e b 出願システムにより出願情報及び志願理由書の登録を行い、入学者選抜手数料2, 200 円を納付する。県外等から志願する場合は、県外等からの志願許可願を県に提出し、許可を得るものとする。
- (2) 志願者からの依頼を受けて、在籍する学校の校長は、山形県公立学校W e b 出願システムにより調査書情報を登録する。
- (3) 令和 8 年11月30日（月）から同年12月 4 日（金）12時までには手続きするものとする。

4 選抜及び選抜結果通知

- 選抜は、各中学校の教育理念を踏まえ、調査書情報、適性検査、作文及び面接に基づき、志願者の能力や適性等を総合的に判定して行う。
- (1) 適性検査、作文及び面接は、令和 9 年 1 月 9 日（土）に各中学校で行う。
  - (2) 選抜結果通知は、令和 9 年 1 月15日（金）に行う。

5 その他

細部については、令和 9 年度山形県立中学校入学者選抜実施要項によるものとする。

| 正 誤         |            |     |       |                    |                        |
|-------------|------------|-----|-------|--------------------|------------------------|
| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                  | 正                      |
| 令和 8. 3. 24 | 第689号      | 200 | 下から16 | 第 2 条 山形県          | (公示送達の方法)<br>第 2 条 山形県 |
| 同           | 同          | 218 | 下から12 | 「主務教諭その他」          | 「、主務教諭その他」             |
| 令和 8. 8. 21 | 第731号      | 826 | 6     | もみ、玄米、小麦、大豆、<br>そば | もみ、玄米、大豆、そば            |

令和8年9月4日印刷  
令和8年9月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県